

D X 認定と行政書士業務



平下 研祐

飛騨屋社労士・行政書士事務所

1981年生まれ。
岐阜県関市在住。

趣味：お酒、ギター、読書

関商工卒業後、機械オペレーターや営業職を経て行政書士、社会保険労務士を取得。
県内大手社労士事務所にて1名～約1,000名規模の会社を約60社担当。
様々な労務相談や人事制度作成を経験し、
その後に上場企業子会社の人事に入社し、テレワーク導入や会議時間削減など働き方改革事務局を担当。

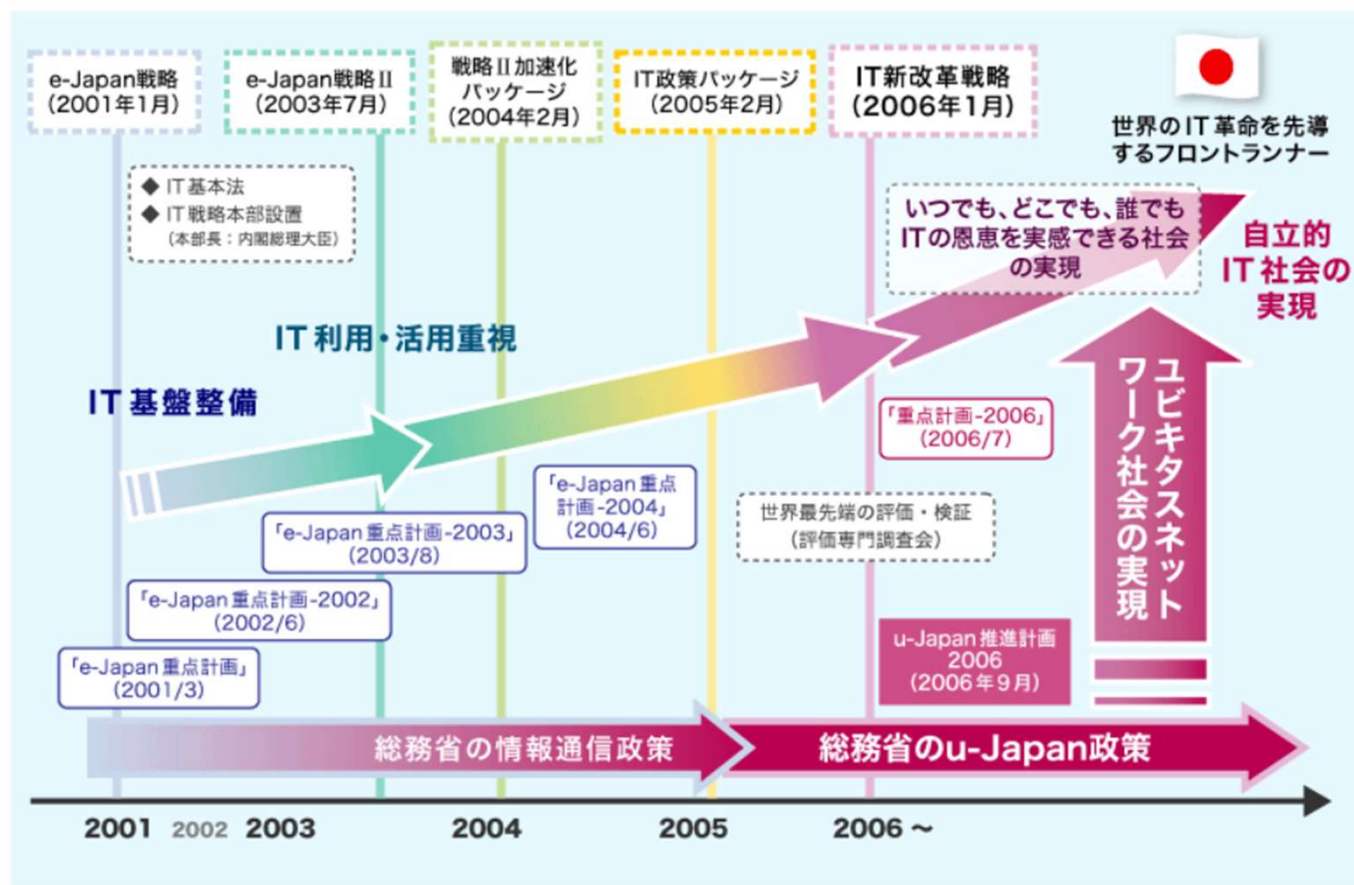
保有資格：社労士・行政書士・通関士

我が国デジタル化政策の歴史

「e-Japan戦略」

2000年9月に日本型IT社会

我が国のIT戦略の歩み



(引用) 総務省、「e-Japan戦略」の今後の展開への貢献

IT新改革戦略

2006年～2010年



(引用)IT戦略本部(2006)「IT新改革戦略 概要」

2009年4月、デジタル技術の進展に加え、百年に一度とも言われる金融危機

i-Japan戦略2015

～国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～

2015年の我が国の将来ビジョン

- デジタル技術が「空気」や「水」のように受け入れられ、経済社会全体を包摂し(Digital Inclusion)、暮らしの豊かさや、人と人とのつながりを実感できる社会を実現
- デジタル技術・情報により経済社会全体を改革して新しい活力を生み出し(Digital Innovation)、個人・社会経済が活力を持って、新たな価値の創造・革新に自発的に取り組める社会等を実現

将来ビジョンを実現するための視点

- 人間中心のデジタル技術が水や空気のように使いやすく、普遍的に国民に受け容れられるデジタル社会を実現する戦略を立案。
- 4つの新たな視点に立ったデジタル戦略
 - ・ 使いやすいデジタル技術
 - ・ デジタル技術の活用には立ちはだかる壁の突破
 - ・ デジタル技術の利用にあたっての安心の確保
 - ・ デジタル技術・情報の経済社会への浸透を通じた新しい日本の創造

本戦略の柱

電子政府・電子自治体

- 電子政府の推進体制の整備(政府CIOの設置など)、過去の計画のフォローアップとPDCAの制度化
- 「国民電子私書箱(仮称)」[※]を、広く普及させ、国民に便利なワンストップ行政サービスの提供や「行政の見える化」を推進

※) 「国民電子私書箱」は平成25年度までの整備を目指し、既存のシステムの利用を視野に社会保障番号・カード(仮称)と一体的に検討し、本年度中に基本構想を策定

医療・健康

- 地域の医師不足等の問題への対応
 - ・ 遠隔医療技術の活用
 - ・ 医師等の技術の維持・向上
 - ・ 地域医療連携の実現 等
- 日本版EHR[※](仮称)の実現
 - ・ 医療過誤の減少、個人の生涯を通じた継続的な医療の実現
 - ・ 処方せん・調剤情報の電子化
 - ・ 匿名化された健康情報の疫学的活用 等 ※) Electronic Health Record

教育・人材

- 授業でのデジタル技術の活用等を推進し、子どもの学習意欲や学力、情報活用能力の向上
 - ・ 教員のデジタル活用指導力の向上
 - ・ 電子黒板等デジタル機器を用いたわかりやすい授業の実現 等
- 高度デジタル人材の安定的・継続的育成
 - ・ 実践的な教育拠点の広域展開・充実
 - ・ 産学官連携によるナショナルセンター的機能の充実 等

産業・地域の活性化及び新産業の育成

デジタル技術・情報の活用により全産業の構造改革と地域再生を実現し、我が国の産業の国際競争力を強化。

- 中小企業等の事業基盤整備、 ● テレワーク就労人口の拡大
- グリーンIT・ITSの推進、 (在宅型テレワーカーの倍増)
- 地域産業の新たな業態開発、 ● クリエイティブな新市場の創出 等

デジタル基盤の整備

あらゆる分野におけるデジタル活用の進展を支え、成長を促進。

- ブロードバンド基盤の整備(移動系100Mbps超、固定系1Gbps)
- 情報セキュリティ対策の確立、 ● デジタル基盤技術の開発の推進、
- デジタル情報の流通・活用基盤の整備 に取り組む。

今後一層の検討を行うべき事項

- 規制・制度・慣行等の「重点点検」の実施 : デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等を抜本的に見直し、2009年中に第1次の「重点点検」を行い、その結果を踏まえて、所要の措置を講ずるとともに、以後も継続的に実施。
- 「デジタルグローバルビジョン(仮称)」の策定 : 我が国のデジタル技術や関連産業の国際競争力の強化等について、2009年度末までに「デジタルグローバルビジョン(仮称)」を策定。

(引用)IT戦略本部(2009)
「i-Japan戦略2015」

士事務所

2010年～2020年

政府が主導する社会から国民が主導する社会に転換するための、非連続な飛躍を支える重点戦略(3本柱)に絞り込んだ戦略

「国民本位の電子
行政の実現」

「地域の絆の
再生」

「新市場の創出と
国際展開」

■ デジタルデータの利活用 2010年～

世界最先端IT国家創造宣言（2013年）

官民データ活用推進基本法（2016年）

世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2017年）

デジタル・ガバメント推進方針（2017年）

デジタル・ガバメント実行計画（2018年）

■ デジタル社会の構築

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（2018年）

デジタル田園都市国家構想（2021年）

「DX 推進指標」とそのガイダンス

9

2019年 7 月 経済産業省

[「DX 推進指標」とそのガイダンス](#)

<DX を巡る現状>

あらゆる産業において、新たなデジタル技術を利用してこれまでにないビジネスモデルを展開する新規参入者が登場し、ゲームチェンジが起きつつある。こうした中で、各企業は、競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX : Digital Transformation）をスピーディーに進めていくことが求められている。

■課題点

- 1) 「顧客視点でどのような価値を創出するか、ビジョンが明確でない」
- 2) 「号令だけでは、経営トップがコミットメントを示したことにならない」
- 3) 「DX による価値創出に向けて、その基盤となる IT システムがどうあるべきか、認識が十分とは言えない」

デジタルガバナンス・コードとは、あらゆる要素がデジタル化される「Society5.0」に向けて企業価値向上のために実践すべき事柄を指します。

デジタルガバナンス・コードの柱立て

1. ビジョン・ビジネスモデル
2. 戦略
 - 2-1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策
 - 2-2. ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策
3. 成果と重要な成果指標
4. ガバナンスシステム

(引用) 経済産業省：デジタルガバナンス・コード2.0
2020年11月9日策定 2022年9月13日改訂

■DX認定とは

「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると認められた企業を国（経済産業省）が認定する制度です。

DX認定制度は、デジタル技術による**社会変革**に対して**経営者に求められる事項**を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると認められた企業を国が認定する**制度です**。認定事業者は「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」とされ、自社をアピールしたり、公的な支援措置を受けることができます。

■ 本制度の位置づけ

- 本制度では「DX-Ready」レベルの事業者の認定を行います。

DXの取組が進み、成果も現れている

DX-Excellentレベル

認定事業者のうち、ステークホルダーとの対話（情報開示）を積極的に行っており、優れたプラクティスとなるとともに、優れたデジタル活用実績も既に現れている事業者

DX-Emergingレベル

認定事業者のうち、ステークホルダーとの対話（情報開示）を積極的に行っており、優れたプラクティスとなる（将来性を評価できる）事業者

DX-Readyレベル

ビジョンの策定や、戦略・体制の整備等を既に行い、ステークホルダーとの対話を通じて、デジタル変革を進め、デジタルガバナンスを向上していく準備が整っている事業者

DX-Ready以前レベル

ビジョンの策定や、戦略・体制等の整備に、これから取り組む事業者。
まずはDXの進捗状況を「DX推進指標」を用いて自己診断することにより自律的に推進（推奨）



(上場企業)



DX Selection

(中堅・中小企業等)



(全ての事業者)

デジタルガバナンス
・コードの内容を基に
企業選定、認定を行う

➢ 認定後も継続的に自己診断（推奨）

認定基準

DX推進指標



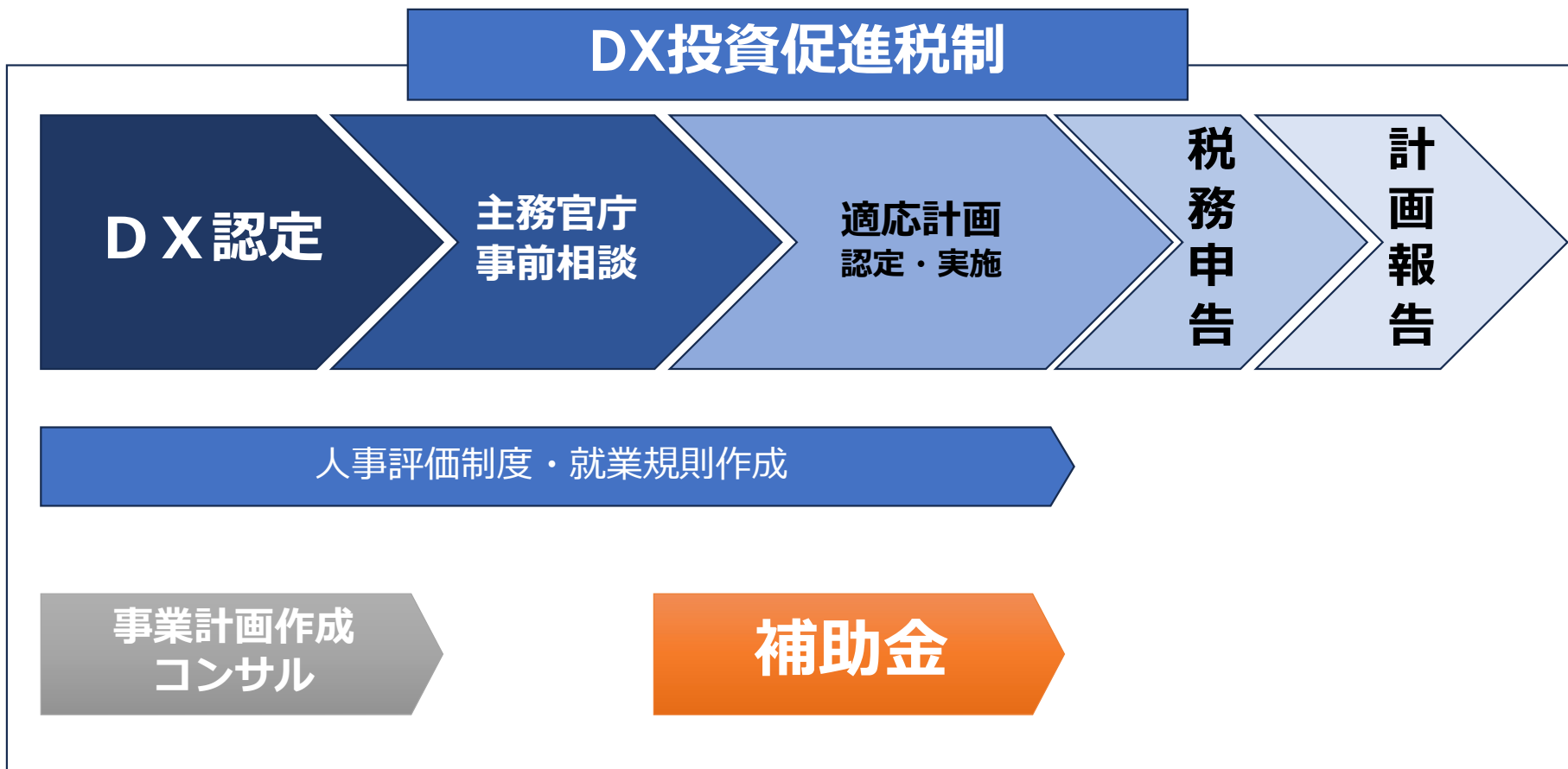
- 自社の立ち位置・課題把握に活用する。
- 診断結果をDX認定申請時の添付資料に活用する。

未だDXに取り組めていない

引用：経済産業省「DX認定制度 申請要項」

社内のデジタル化を、
市場の将来を考えて、
どうしていくか戦略がある会社
(個人事業主含む) に対して認定

DX認定と行政書士・士業の業務



- 1. ビジョン・ビジネスモデル
- 2. 戦略
 - 2-1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策
 - 2-2. ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策
- 3. 成果と重要な成果指標
- 4. ガバナンスシステム

業種	業務
行政書士	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金・ コンサルティング
税理士	<ul style="list-style-type: none">・ DX投資促進税制・ コンサルティング
社会保険労務士	<ul style="list-style-type: none">・ 人事評価制度・ 就業規則・ コンサルティング



DX認定申請時

- 経営計画コンサルティング
- 人事評価制度コンサルティング
- 就業規則作成コンサルティング
- 認定申請書作成

適応計画

- 投資計画作成コンサルティング
- 事業適応計画作成
- 補助金手続き
- 税務申告

成長発展事業

情報技術事業

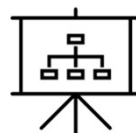
エネルギー利用環境負荷低減事業適応

■ 人材開発支援助成金

高度デジタル人材訓練／成長分野等
人材訓練

- 実訓練時間数(P.22)が10時間以上であること
- OFF-JTであること
- 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練（職務関連訓練）であること
- 次のいずれかの訓練であること
 - ① 以下のいずれかに該当するもの i 高度情報通信技術資格（ITスキル標準（ITSS）レベル4または3）の取得を目標とする過程
 - ii 第四次産業革命スキル習得講座
 - iii マナビDXの掲載講座のうち、講座レベルが、「ITスキル標準（ITSS）」、「ITSS+」又は「DX推進スキル標準」のレベル4または3に区分される講座

DX認定



■ DX投資促進税制

下記内容を満たした
事業適応計画及びDX認定を取得

■ 内容

- ・ **デジタル要件**
 1. データ連携
 2. クラウド技術の活用
 3. DX認定の取得
- ・ **企業変革要件**
 1. 売上上昇（10%）
 2. 海外市場の獲得（売上割合）
 3. 全社の意思決定に基づくもの

DX認定を取得するメリットは？

自社を知るきっかけ

自社の現状把握
市場の現状把握
市場の将来性
ツールの選定

などをおして、自社を知るきっかけになり、社内環境の変化につながる

助成金・税制優遇

- 人材開発支援助成金
 - DX投資促進税制
- が使える要件になっている

国のお墨付きが貰える

経済産業省から自社の取り組みや考え方にお墨付きをもらえる

話のきっかけになる

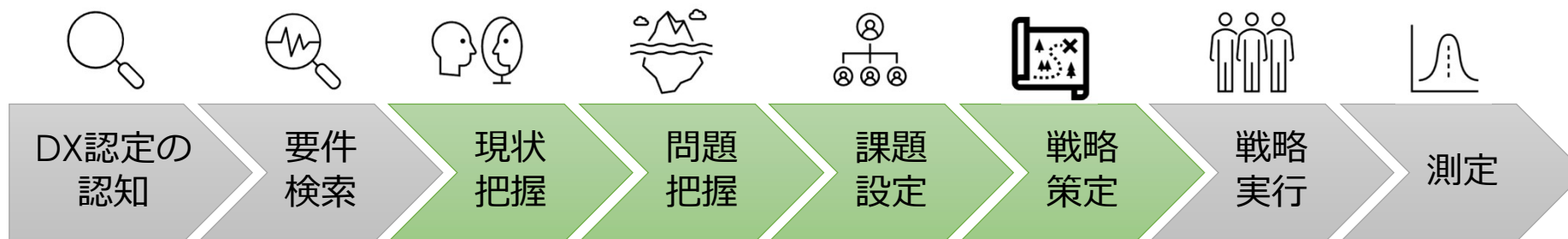
営業している際にDX認定って何？と聞いてもらえる

DX認定とは

■ DX認定とは

「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると認められた企業を国（経済産業省）が認定する制度です。

DX認定制度は、デジタル技術による**社会変革**に対して**経営者に求められる事項**を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」に対応し、DX推進の準備が整っていると認められた企業を国が認定する**制度です**。認定事業者は「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態（DX-Ready）」とされ、自社をアピールしたり、公的な支援措置を受けることができます。

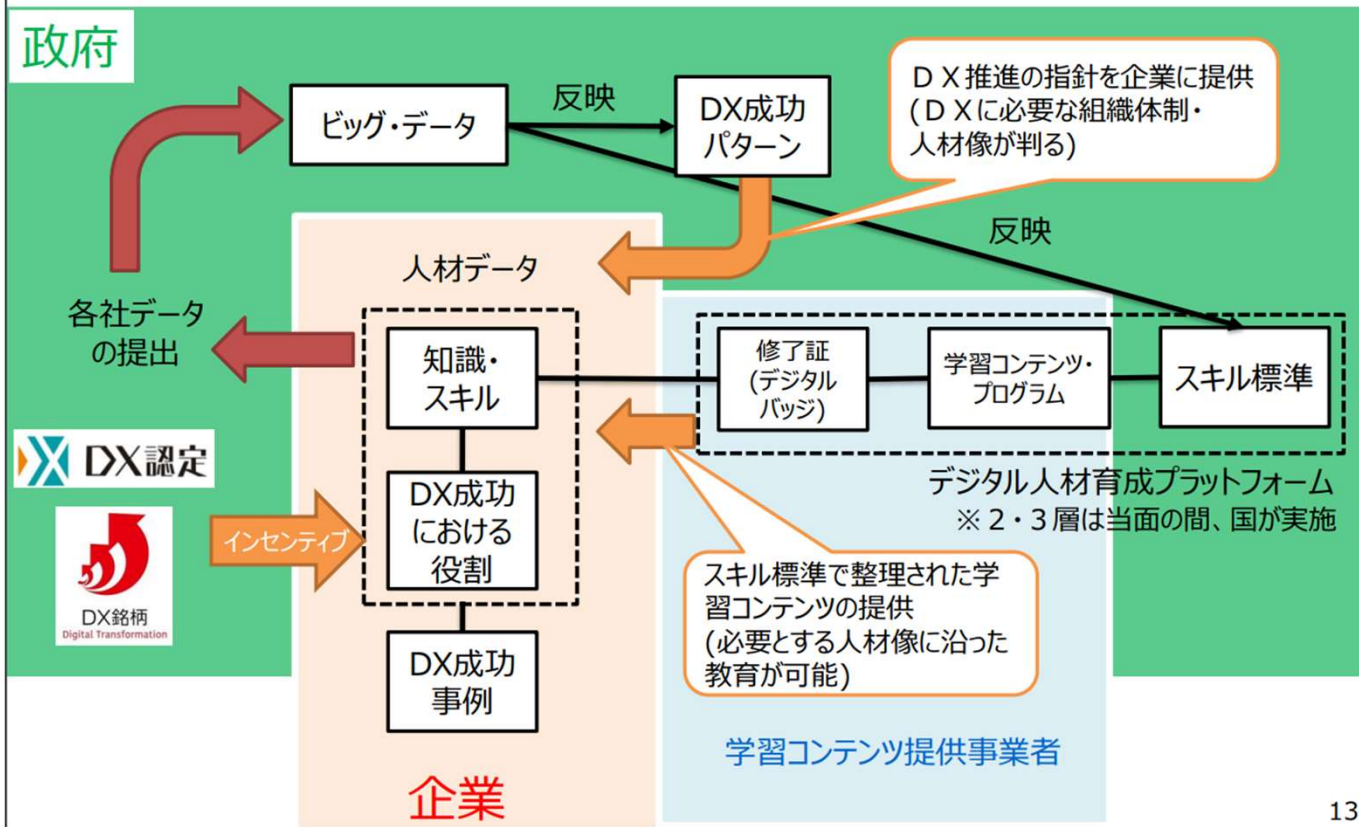


DX認定で検討する部分

戦略が変われば指標が変化する。
指標が変われば求める行動が変化する。
求める行動が変われば組織が変化する。

**自社の変化のきっかけになる！
DX認定は組織変革！**

デジタル人材育成プラットフォームのエコシステム

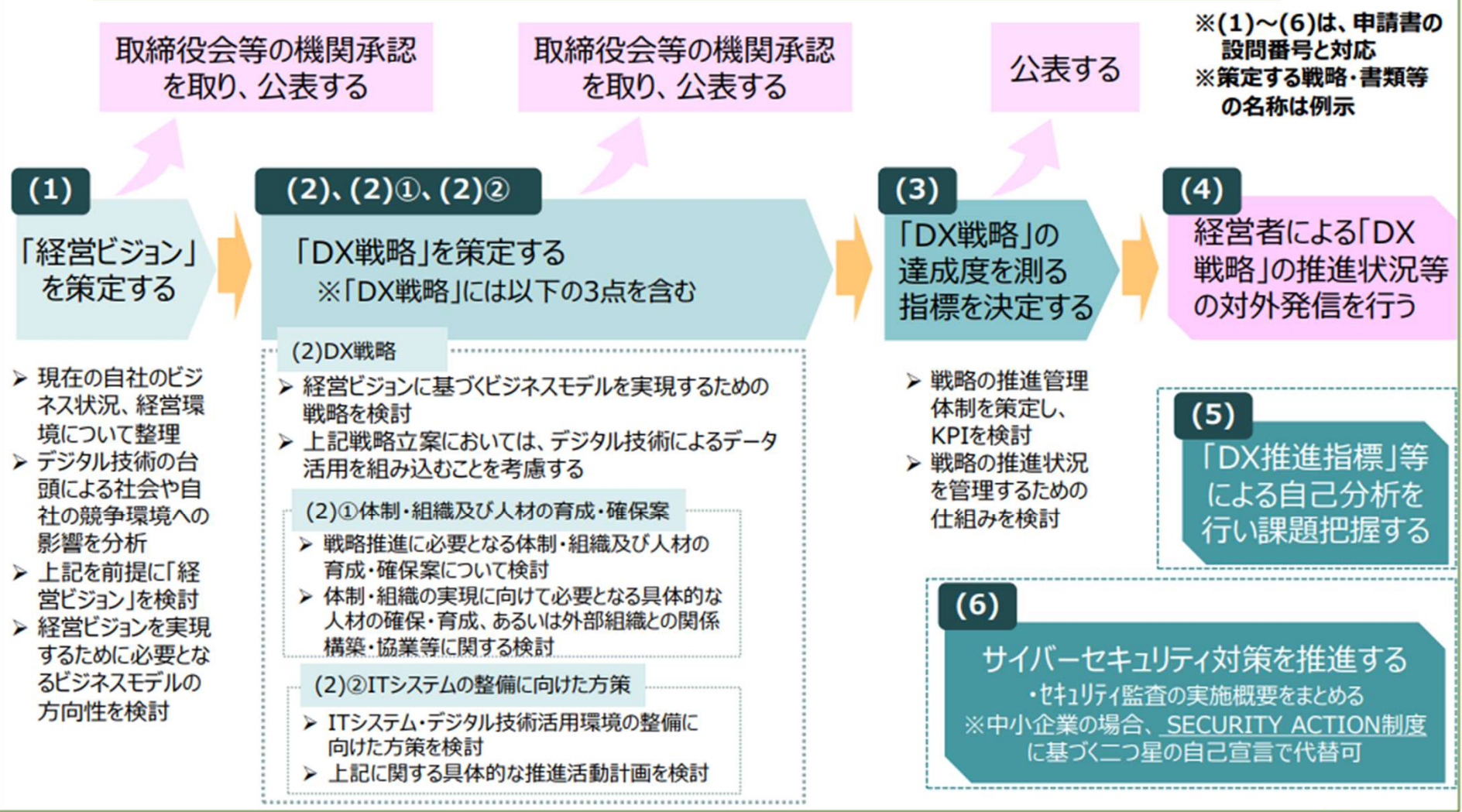


13

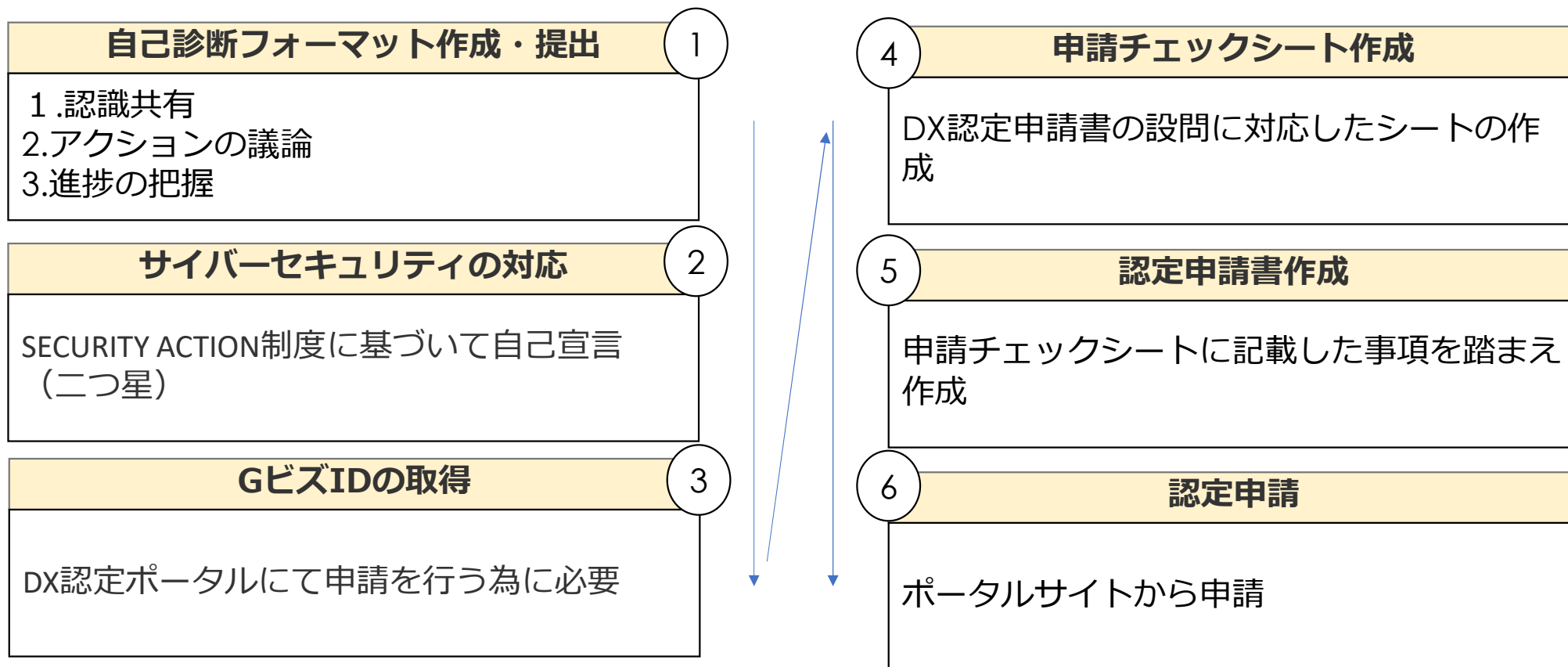
引用：経済産業省「デジタル人材育成プラットフォームの検討について」

DX認定の申請方法

DX認定取得のために必要と想定されるプロセスのイメージ例



■DX認定申請までの流れ



※中小企業向けの手続きの順番になります。

自己診断フォーマット

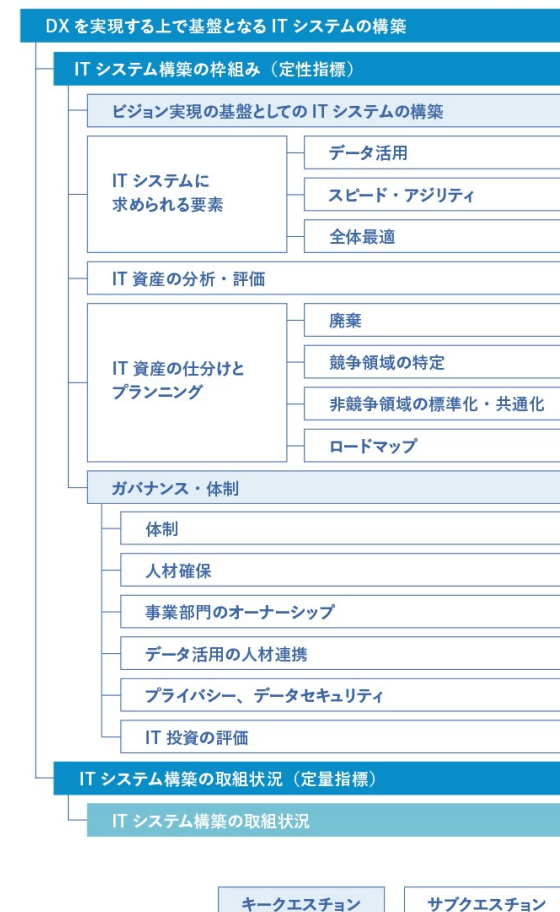
□本指標は、現在、多くの日本企業が直面しているDXを巡る課題を指標項目とし、

□関係者が議論をしながら自社の現状や課題、とるべきアクションについての認識を共有し、関係者がベクトルを合わせてアクションにつなげていくことを後押しすべく、

□気づきの機会を提供するためのツールとして、策定したものである。

- 経営者が答えるのが望ましい「キークエスチョン」
- 経営者が経営層及び関係部署と協議して答えるのが望ましい「サブクエスチョン」

上記の様に2種類の質問が有ります。



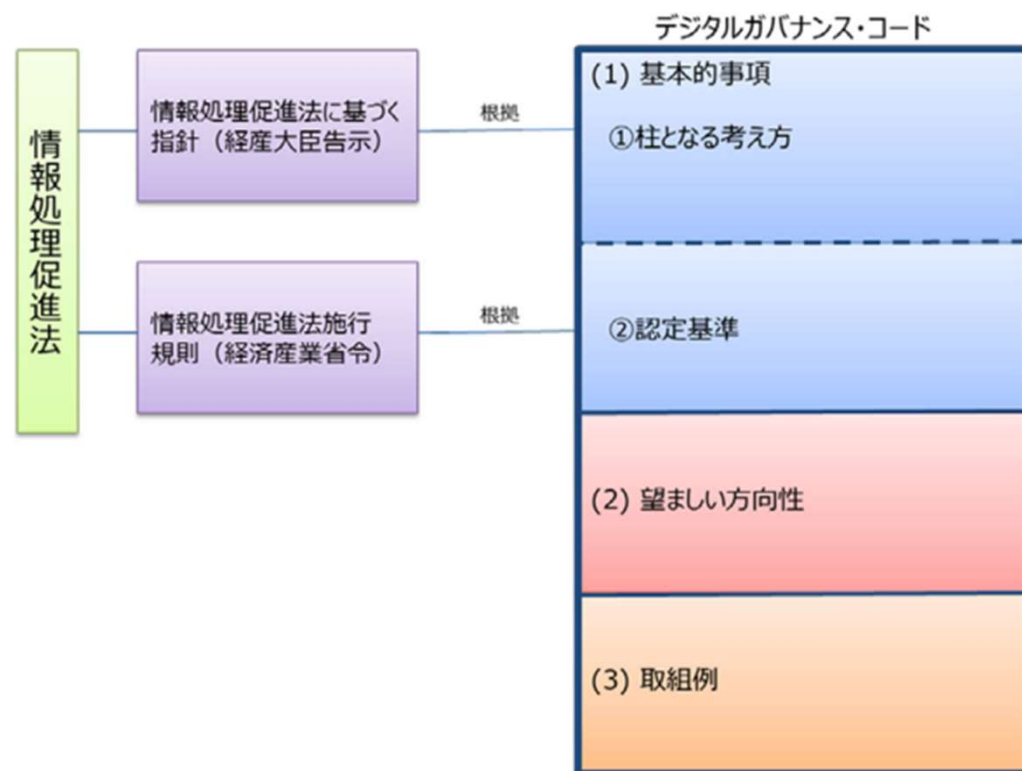
キークエスチョン サブクエスチョン

Society5.0に向けて、企業のDXに関する自主的取組を促すため、

デジタル技術による社会変革を踏まえた、経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」と言います。

デジタルガバナンス・コードの全体構造

(1) 基本的事項は、情報処理促進法と対応。



DX認定の申請方法

デジタルガバナンスコードの項目	DX 認定の項目	認定基準
1. 経営ビジョン・ビジネスモデル	(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方 向性の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及び ビジネスモデルの方向性を公表していること
2. 戦略	(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方 策（戦略）の決定	デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえて設計したビジネス モデルを実現するための方策として、デジタル技術を活用する戦略を公表している こと
2. 1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策	(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織に 関する事項を示していること
2. 2. ITシステム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策	(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備 の具体的方策の提示	デジタル技術を活用する戦略において、特に、ITシステム・デジタル技術活用環境 の整備に向けた方策を示していること
3. 成果と重要な成果指標	(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定	デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表していること
4. ガバナンスシステム	(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等 を図るために必要な情報発信	経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッ セージの発信を行っていること
	(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすこと による、事業者が利用する情報処理システムにおける課題 の把握	経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現 状を踏まえた課題の把握を行っていること
	(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び 実施	戦略の実施の前提となるサイバーセキュリ ティ対策を推進していること



現状

1

現状把握：自己診断チェックシート

2

目標設定：社内・コンサル・他社相談

3

市場分析：3C・4P・STP戦略

4

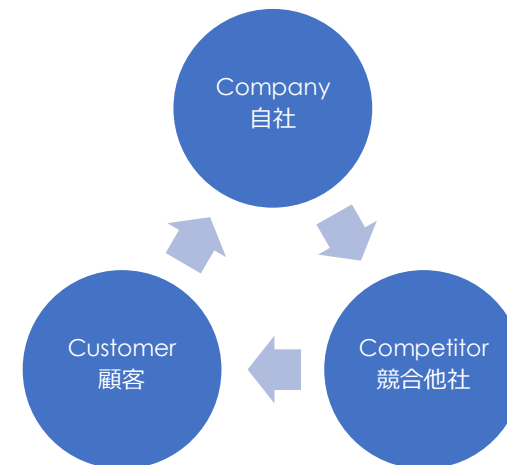
自社の問題・課題認識

5

戦略策定：ガバナンスコード2.0



有るべき姿



- Product（商品）：どのような商品を提供するのか
- Price（価格）：どれくらいの価格で販売するのか
- Place（場所）：どのような経路で商品を消費者に届けるのか
- Promotion（販促）：どのような手段で、消費者に購入してもらうのか

- S：セグメント（市場細分化）
- T：ターゲティング（狙うべき市場・顧客）
- P：ポジショニング（自社の立ち位置）

飛騨屋の事例

■ 飛騨屋の考え

今までの社労士

1. 紙ベースの申請
2. 紙ベースのやり取り
3. 面着文化
4. 手続きだけ



これからの社労士

1. 電子申請
2. データでのやり取り
3. Web面談
4. 手続き以外もする



■ 飛騨屋のシステム

■ クラウドシステム

- 社労士システム
- 事務所会計
- 請求書
- データストレージ
- 契約書
- タスク管理
- 顧客管理
- 資料DB
- 受託管理簿



飛騨屋

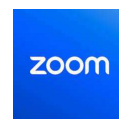
提供システム



資料の提案



お客様

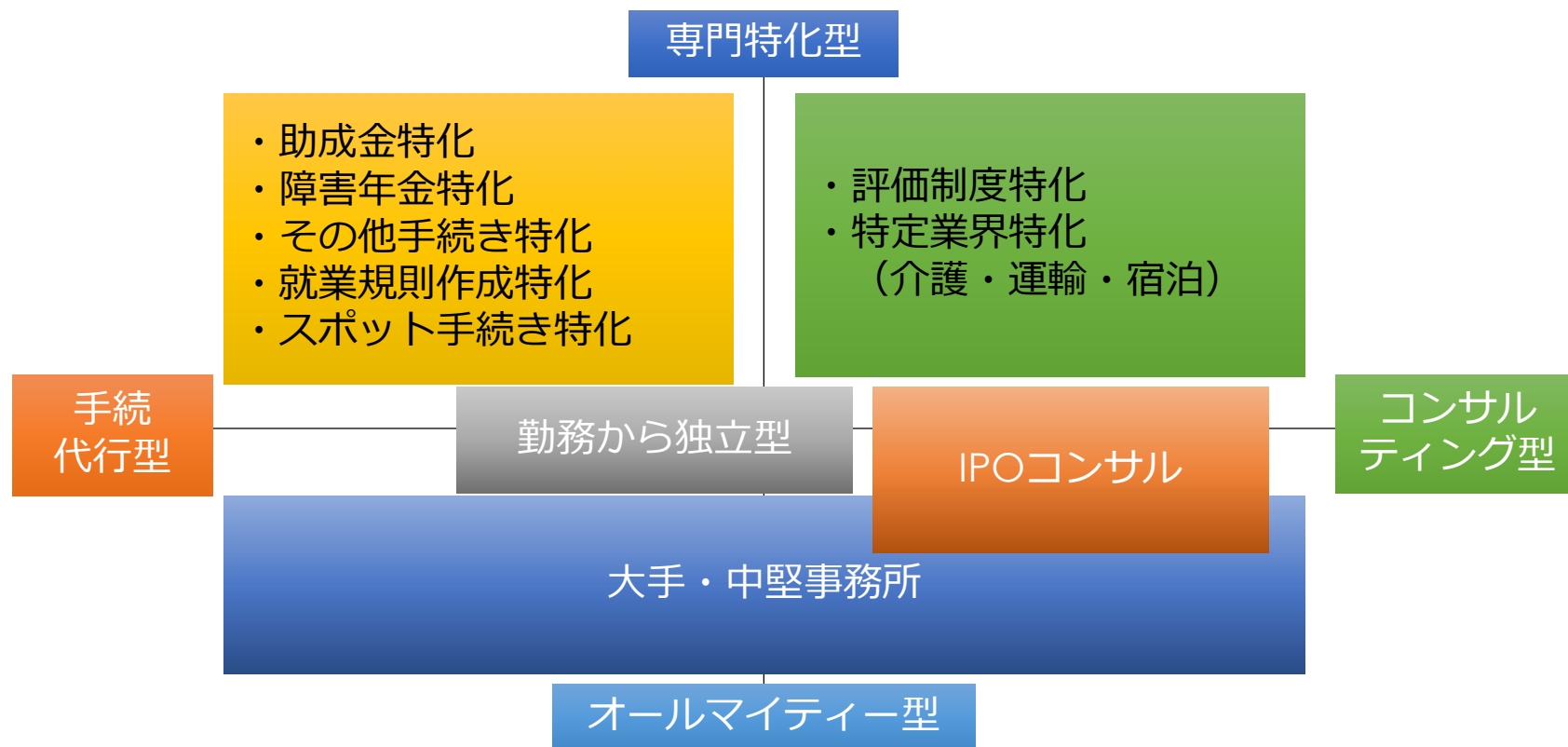


Web面談

■ 顧問先様が利用できるシステム

- 労務システム
- マイナンバー
- 年末調整
- Web明細
- 有給管理
- 勤怠管理
- 人事評価制度
- タレントマネジメント

社労士分類（主観）

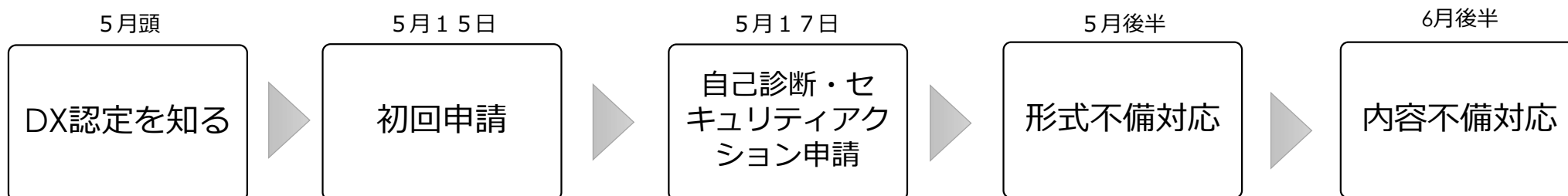


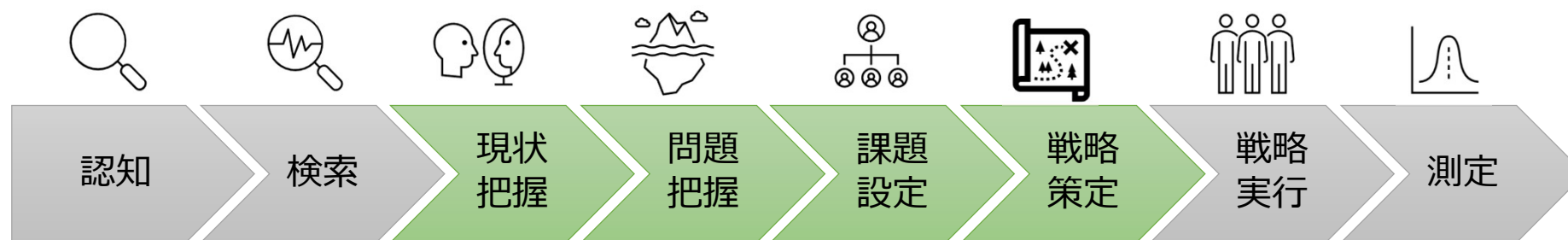
飛驒屋の事例

■前提

1. 元々紙ベースからデジタルにしたかった。
2. 大手製造業などで、デジタル技術を利用した業務を経験していた。
3. 元々ワーケーションをしたくてクラウドソフトを契約していた。
4. 自己診断シートも一人事務所の為、簡単に設定出来た。
5. 申請チェックシートも上記の考えを元に設定

■DX認定までの流れ





- 経営、データ活用の方向性
- 経営、データ活用の戦略
- 戦略の推進体制
- 戦略推進の環境整備
- 戦略達成の指標

- 情報発信
- 情報処理システムにおける課題の把握
- サイバーセキュリティに関する対策

サイバーセキュリティの対応

「SECURITY ACTION」は中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。安全・安心なIT社会を実現するために創設されました。

中小企業がDX認定を取得する場合はSECURITY ACTION制度に基づいて自己宣言（二つ星）が必要になります。

取組み目標を決める

「★★二つ星」ロゴマークを使用するには・・・

中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー（基本方針）を定め、外部に公開してください。

自己宣言をする

•SECURITY ACTIONロゴマークをポスター、パンフレット、名刺、封筒、会社案内、ウェブサイト等に表示して、自らの取組みをアピールすることができます。

ステップアップする

「★★二つ星」から始めた中小企業等は、情報セキュリティをさらに有効にするために情報セキュリティポリシーの策定および、ポリシーの継続的な見直しによる新たな脅威等への対応を実施しましょう。

引用：ipa「SECURITY ACTIONとは？」

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html>

■二つ星の宣言方法

[中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン](#)付録の「[5分でできる！情報セキュリティ自社診断](#)」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め、外部に公開したことを宣言します。

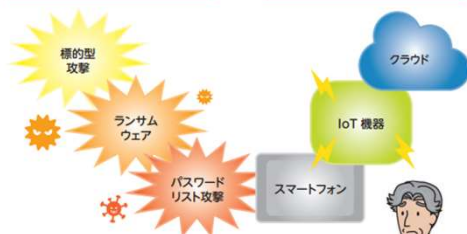
中小企業・小規模事業者の皆様へ

新 **5分** でできる！
情報セキュリティ自社診断

最新動向への対応、できていますか？

脅威や攻撃の変化

IT環境の変化



取り返しのつかないことになる前に
あなたの会社のセキュリティ状況を
「5分でできる！自社診断」でチェック！

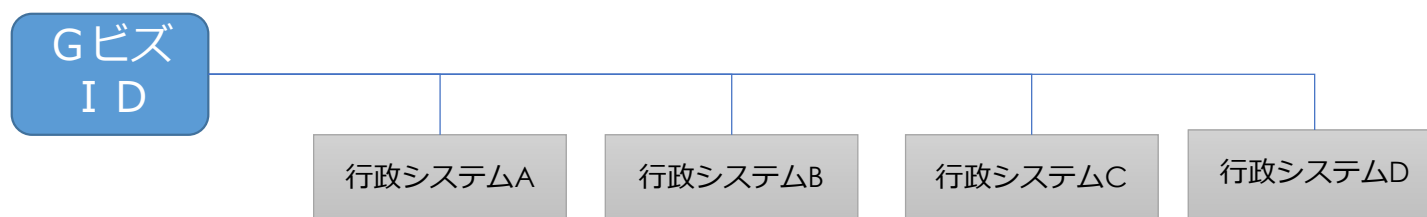
基本的対策

従業員としての対策

組織としての対策

■ g Bizidの概要

GビズIDとは、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです



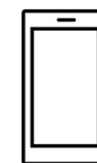
■ g Bizidの種類

エントリー	オンラインで即日作成可能なアカウント
プライム	印鑑証明書（個人事業主は印鑑登録証明書）と登録印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送し、審査（原則2週間以内）ののち作成される、法人代表者もしくは個人事業主のアカウント

どちらでも申請ができます。

■ g Bizidの取得手順

- 1 アカウント申請に必要なものを準備する
- 2 パソコンにてgBizIDプライム申請書を作成する
- 3 申請書を印刷し・押印する
- 4 申請書と印鑑（登録）証明書を郵送する
- 5 1週間程度で審査完了メール受け取り



s m s 受信用のスマホ



- ・ 印鑑証明
- ・ 印鑑

認定されるまでの期間

申請から認定取得までの期間について（1）

■ 審査期間（標準処理期間）について

● 審査期間（標準処理期間）

IPAでの審査後、経済産業省で認定を行います。

申請受理後、認定結果の通知までの期間（標準処理期間）は60日です。

2ヶ月という意味ではありませんので
必ず次ページ以降をご確認ください。

認定は月ごとに決裁を行い、翌月初旬に公表をしております。

毎月15日ごろに審査を締め、認定結果はIPAから翌月初旬に通知いたします。

（締日は休日の関係で前後します）

※標準処理期間には、次のような期間は算入されません。

- IPA又は経済産業省の執務が行われない休日

（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）

- 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間

※申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間が60日を超えることもありますので、ご注意ください。

各制度の利用履歴 / 申請・届出状況

法人番号	法人名		代表者	
住所				
申請 状況	申請管理番号 手続/連絡 管理番号	申請種別 認定種別	締め基準 適用日	作成日 失効取消
個人事業主	飛驒屋社労士事務所		平下 研祐	
岐阜県 関市肥田瀬 2 1 5 - 3				
申請 認定	[Redacted]	DX認定制度 新規申請 認定済	2022/07 2022/08/01	2022/06/30 2024/07/31
申請		DX認定制度 新規申請	2022/07	2022/06/26
申請		DX認定制度 新規申請	2022/05	2022/05/20
申請		DX認定制度 新規申請	2022/05	2022/05/19
提出		DX推進指標 自己診断の提出		2022/05/19
申請		DX認定制度 新規申請	2022/05	2022/05/15

※過去5年分を表示しています

※2022/7/12に最終的な認定連絡